

平成29年度中小企業支援計画の概要

<中小企業支援計画の位置づけ並びに平成29年度計画のポイント>

- 中小企業支援法で、国、都道府県、(独)中小企業基盤整備機構が中小企業支援を実施する上で、適切な役割分担の下で緊密な連携を図るべく、毎年、「中小企業支援計画」を、中小企業政策審議会の意見を聴いて、策定・公表することと定められている。
- 平成29年度計画においては、中小企業・小規模事業者等の経営力強化・生産性向上、活力ある担い手の拡大、安定した事業環境の整備、災害からの復旧・復興等を目指し、中小企業施策について国、都道府県、中小企業基盤整備機構の役割分担を明確化し、今後の更なる連携の強化を促している。

1. 中小企業を取り巻く環境と課題

- 我が国経済は緩やかな改善傾向が続いており、中小企業・小規模事業者を取り巻く状況も改善傾向にある。しかし、改善の度合いは規模、業種、地域等によって異なることに加えて、設備投資や売上高の伸び悩みといった課題も存在する。また、取引環境についても大企業と中小企業とは依然として差がある。
- 中小企業のライフサイクルには起業・創業、新事業展開の促進、円滑な事業の実施、承継といった段階があり、段階ごとに直面する課題は異なる。また、ライフサイクルの各ステージにおいて、人材不足が影響を及ぼす。

2. 支援に関する基本方針

- 中小企業支援施策においては、「経営力強化・生産性向上に向けた取組」、「活力ある担い手の拡大」、「安定した事業環境の整備」、「災害からの復旧・復興」の4つの観点から、政策の効果的な実施を図る。
- 中小企業支援機関においては、各支援機関のミッションの明確化と能力向上、支援機関相互の連携強化を目指す。
- 国、都道府県及び中小機構においては、支援に関する基本方針を実施する主体として、支援機関や支援施策について理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、施策の効果の最大化を目指す。

3. 中小企業支援事業

- 「対話と協力」という基本的考え方にに基づき、それぞれの施策についての理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、施策の効果을最大化。国・都道府県・中小機構が(1)～(5)の事業を実施する。
 - (1) 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業
 - (2) 中小企業の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業
 - (3) 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業
 - (4) 中小企業支援担当者を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

<国の事業>

- 今後、さらなる労働力人口の減少や企業間の国際競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応して、中小企業の経営力の強化を図り、生産性を向上させ、活力ある担い手を拡大していくことが重要である。
 - (1) 認定経営革新等支援機関制度、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業、事業承継ネットワーク構築事業 等
 - (2) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援、中小企業技術基盤強化税制 等
 - (3) 中小サービス業中核人材の育成支援事業、ふるさとプロデューサー育成支援事業等
 - (4) 小規模事業者経営発達支援融資事業、中小企業連携組織支援対策推進事業 等
 - (5) 中小企業 BCP(事業継続計画)普及の促進中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業 等

<都道府県等の事業>

- 地域経済の実情を踏まえ、国の事業との連携強化を図ることで、支援措置の効果を最大限発揮。支援事業の実施状況を47都道府県と国が共有し、好事例の横展開、効果検証を行うことでPDCAサイクルを構築する。
 - (1) 事業承継ネットワーク構築事業 等
 - (2) 地方版IT推進ラボ 等
 - (3) 中小企業・小規模事業者人材育成支援事業 等
 - (4) 支援人材能力開発事業 等
 - (5) 中小企業等経営強化法関連事業 等

<独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業>

- 全国的視点に立って、多様な支援ツールを活用し、認定支援機関等との連携強化や支援ノウハウの提供等を行う。また、年間計画を策定し、期末に自己評価及び経済産業大臣評価を行うことで、PDCAサイクルを回す。
 - (1) 地域中小企業普及啓発事業、高度化事業 等
 - (2) インキュベーション事業 等
 - (3) 養成研修事業(経営者向け研修)
 - (4) 地域支援機関連携強化事業 等
 - (5) 東日本大震災、熊本震災に係る対応 等